

第2節 同盟強化の基盤となる取組

1 同盟強化の経緯

日米両国は、1960（昭和35）年の日米安保条約締結以来、民主主義の理想、人権の尊重、法の支配、そして共通の利益を基礎とした強固な同盟関係を築いてきた。1978（同53）年には、日本に対する武力攻撃への対応を中心として「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）が策定されるなど、日米安保体制は、冷戦期において、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安定に寄与した。

冷戦終結後、1996（平成8）年には、日米両国首脳により冷戦後のアジア太平洋地域の情勢を踏まえて、日米同盟の重要性を再確認した「日米安全保障共同宣言」が発表され、同宣言を受けて同年末に沖縄に関する特別行動委員会（SACO）Special Action Committee on Okinawa 最終報告が取りまとめられた。また、同宣言で示された協力関係前進の一環として、翌1997（同9）年の日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）では、冷戦終結などの安全保障環境の変化を踏まえ、周辺事態への対応と協力を拡大させるなどした97ガイドライン¹が了承された。

その後、01（同13）年9月11日の米国同時多発テロや大量破壊兵器の拡散など安全保障環境のさらなる変化を踏まえ、日米両国は、02（同14）年12月の「2+2」会合以降、日米同盟の能力を、時代の変化に合わせていかに実効的なものに向上させていくかという観点から、両国間の安全保障に関する戦略的な対話の一環として、事務レベルを含めて協議を行った。こうした日米協議を積み重ねた結果、05（同17）年2月に、アジア太平洋地域の平和と安定の強化を含む日米両国間の共通戦略目標を確認（第1段階）し、同年10月に、共通戦略目標を達成するための日米の役割・任務・能力の検討結果などを発表（第2段階）するとともに、06（同18）年5月に在日米軍再編の具体的な施策を実施する計画「再編の実施のための日米

ロードマップ」（ロードマップ）を取りまとめ（第3段階）、これら3つの段階を経て日米同盟の方向性を整理した。

Q参照 資料22（再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳））

その後も日米両国は、07（同19）年5月の「2+2」会合において、共通の戦略目標を再確認・更新するとともに、09（同21）年2月には、ロードマップに基づき、在沖米海兵隊のグアム移転にかかる協定（グアム協定）に署名し、同年5月に発効した。

また、11（同23）年6月の「2+2」会合では、航行の自由の原則の確保を含む海洋における安全保障の維持、宇宙及びサイバー空間の保護並びにそれらへのアクセスに関する日米の協力の維持など、これまでの「2+2」会合において定めた共通の戦略目標の見直し及び再確認を行うとともに、共同の情報収集・警戒監視・偵察活動の拡大をはじめとする幅広い内容について話し合われた。

さらに、12（同24）年4月の「2+2」会合では、11（同23）年6月の「2+2」会合以降の在日米軍再編計画に関する重要な進展や、アジア太平洋地域の安全保障環境などにかんがみ、06（同18）年のロードマップで示された計画の調整を決定した。

Q参照 資料23（日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）（平成24年4月27日））

13（同25）年10月の「2+2」会合における主な成果は、次のとおりである。

- ① 97ガイドラインの見直し作業を14（同26）年末までに完了させることで合意
- ② サイバー・宇宙分野を含む安全保障・防衛面での二国間の協力をさらに拡大・深化させ、また、オーストラリア・韓国などとの三か国間協力など地域における協力を強化していくことで一致

¹ 97ガイドラインでは、日米間の役割や協力のあり方を、①平素、②日本に対する武力攻撃、③周辺事態に区分して規定するとともに、適時かつ適切に見直しを行うこととされた。

図表Ⅱ-4-2-1 日米同盟にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年		旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958(昭和33)年		藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年		(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年		佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年	78指針の策定と拡大する日米防衛協力	(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年		78「日米防衛協力のための指針」(78指針)策定
1991(平成3)年		(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996(平成8)年	冷戦の終結と97指針の策定	「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
		「SACO最終報告」
1997(平成9)年		97「日米防衛協力のための指針」(97指針)策定
2001(平成13)年		(米国同時多発テロ)
2003(平成15)年		「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2006(平成18)年	米国同時多発テロ以降の日米関係	「再編の実施のための日米ロードマップ」策定
		「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2007(平成19)年		「かけがえない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2010(平成22)年		日米安全保障条約締結50周年
2012(平成24)年		「未来に向けた共通のビジョン」(野田・オバマ会談)
2013(平成25)年		97「日米防衛協力のための指針」(97指針)見直し合意
2014(平成26)年		「アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国」(安倍・オバマ会談)
2015(平成27)年	新たな安全保障環境と新指針の策定	「日米共同ビジョン声明」(安倍・オバマ会談)
		新「日米防衛協力のための指針」(新指針)策定
2017(平成29)年		「日米共同声明」(安倍・トランプ会談)

③ 在日米軍再編について、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設に向けた強い決意を新たにするとともに、沖縄の負担軽減の観点から、従来の合意を早期かつ着実に実施しつつ、様々な新たな措置にも取り組んでいくことで一致

戦後70年という節目の年に行われた15(同27)年4月の「2+2」会合は、日米首脳会談に先立つ形で開催された。会合における主な成果は、次のとおりである。

① 米国のリバランスとわが国の積極的平和主義の下、日本の安全並びに国際の平和及び安全の維持に対する同盟のコミットメントを再確認す

るとともに、尖閣諸島に対する米国の日米安保条約第5条の下でのコミットメントを再確認

② 新ガイドラインを了承し、新ガイドラインのもとで、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認

③ 同盟の抑止力及び対処力を強化するための二国間の安全保障及び防衛協力の取組の進捗について、満足の意をもって留意

④ 地域的及び国際的な協力について最近の進展を強調

⑤ 在日米軍再編にかかる日米の継続的なコミットメントを再確認

🔍 参照 図表Ⅱ-4-2-1(日米同盟にかかわる主な経緯)

2 ガイドライン見直しの概要

日米両国がわが国に対する武力攻撃などに迅速に対処するためには、あらかじめ両者の役割について協議し、決定しておくことが必要である。

日米両国間でこのような役割に関する枠組みが、「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)とその実効性を確保するための諸施策であり、日

米両国はこの枠組みに基づき、わが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえつつ、両国間の協力計画などについて継続的に検討作業を実施し、協議を行うとともに、現状に即したガイドライン見直しの作業を行ってきた。

① ガイドライン見直しの経緯

97ガイドラインが策定されて以降、わが国を取り巻く安全保障環境は、周辺国の軍事活動などの活発化、国際テロ組織などの新たな脅威の発生、海洋・宇宙・サイバー空間といった国際公共財の安定的利用に対するリスクの顕在化など、様々な課題や不安定要因が顕在化・先鋭化・深刻化している。さらには、海賊対処行動、PKO、国際緊急援助活動のように自衛隊の活動もグローバルな規模に拡大してきている。

そのため、日米防衛協力のあり方を、これらの安全保障環境の変化や、自衛隊の活動・任務の拡大に対応させる必要が生じていた。

このような安全保障環境の変化を背景として、12(平成24)年末に、安倍内閣総理大臣より小野寺防衛大臣(当時)にガイドラインなどの見直しの検討が指示された。また、13(同25)年2月の日米首脳会談においても、安倍内閣総理大臣からオバマ米大統領(当時)に対し、「安全保障環境の変化を踏まえ、日米の役割・任務・能力(RMC)の考え方についての議論を通じ、ガイドラインの見直しの検討を進めたい」旨述べた。

これらの経緯を経て、13(同25)年10月の「2+2」会合において、防衛協力小委員会(SDC)に対して、97ガイドラインの変更に関する勧告を作成するよう指示され、14(同26)年末までに97ガイドラインを見直すこととなった。

「2+2」共同発表は、97ガイドライン見直しの目的として次の7つをあげた。

- ① 日米防衛協力の中核的要素として、日本に対する武力攻撃に対処するための同盟の能力を確保すること
- ② 日米同盟のグローバルな性質を反映させるため、テロ対策、海賊対策、平和維持、能力構築、人道支援・災害救援、装備・技術の強化といった分野を包含するよう協力の範囲を拡大すること
- ③ 共有された目標及び価値を推進するため、地域の他のパートナーとのより緊密な安全保障協力を促進すること
- ④ 協議及び調整のための同盟のメカニズムを、

より柔軟で、機動的で、対応能力を備えたものとし、あらゆる状況においてシームレスな二国間の協力を可能とするよう強化すること

- ⑤ 相互の能力の強化に基づく、二国間の防衛協力における適切な役割分担を示すこと
- ⑥ 宇宙及びサイバー空間といった新たな戦略的領域における課題を含む変化する安全保障環境において効果的、効率的かつシームレスな同盟の対応を確保するため、緊急事態における二国間の防衛協力の指針となる概念を評価すること
- ⑦ 共有された目標を達成するため、将来において同盟の強化を可能とする追加的な方策を探求すること

13(同25)年10月の「2+2」共同発表に基づき、防衛大綱及び米国の「4年毎の国防計画の見直し」(QDR)で示された考え方も踏まえつつ、日米間で精力的に見直し作業が行われた。

14(同26)年10月には、同年7月の日米防衛相会談での合意に基づき、それまでの作業を要約するものとして、「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」が公表された。さらに、同年12月、日米安全保障協議委員会(SCC)は、ガイドラインの見直しと日本における安全保障法制の整備との整合性を確保することなどの重要性を再確認したうえで、日本における法制の整備の進展を踏まえながら、15(同27)年前半のガイドライン見直し完了に向けて、議論をさらに深めることを決定した。

日米間で精力的に見直し作業を行ってきた結果、15(同27)年4月の「2+2」会合において、日米安全保障協議委員会(SCC)は、防衛協力小委員会が勧告した新たなガイドラインを了承した。

これにより、13(同25)年10月に閣僚から示されたガイドラインの見直しの目的が達成された。

Q 参照 資料20(日米安全保障協議委員会(「2+2」共同発表(仮訳)(平成27年4月27日))

資料21(日米防衛協力のための指針(平成27年4月27日))

② ガイドラインの内容

97ガイドラインに代わるガイドラインは、日米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及び政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである。

(1) 防衛協力とガイドラインの目的

ガイドラインは、安全保障及び防衛協力の強調事項を新たに明記した。また、ガイドラインの目的は、97ガイドラインの考え方を維持している。

- 平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するとともに、アジア太平洋及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。
 - ・ 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
 - ・ 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
 - ・ 政府一体となつての同盟としての取組
 - ・ 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
 - ・ 日米同盟のグローバルな性質
- 日米両政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。米国は、引き続き、核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供し、また、アジア太平洋地域に即応態勢にある戦力を前方展

開するとともに、戦力を迅速に増強する能力を維持する。

- ガイドラインは、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整のあり方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。
- ガイドラインは、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

(2) 基本的な前提及び考え方

基本的な前提及び考え方については、次のとおり、97ガイドラインの考え方を維持している。

- 日米安保条約及びその関連取極に基づく権利及び義務は変更されない。
- ガイドラインのもとでの行動及び活動は国際法に合致するものである。
- 日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則などの日本の基本的な方針に従って行われる。
- ガイドラインは、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、ガイドラインは、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築がガイドラインの目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

Q 参照 資料21 (日米防衛協力のための指針 (平成27年4月27日))
図表Ⅱ-4-2-2 (日米防衛協力のための指針の概要)

図表Ⅱ-4-2-2 日米防衛協力のための指針の概要

項目	概要															
<p>第Ⅰ章「防衛協力と指針の目的」及び第Ⅱ章「基本的な前提及び考え方」については、本文参照</p>																
<p>第Ⅲ章 強化された同盟内の調整</p>	<p>指針のもとでの実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。このため、両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。</p> <p>A 同盟調整メカニズム 日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用し、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。日米両政府は、必要な手順及び基盤（施設及び情報通信システムを含む。）を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。</p> <p>B 強化された運用面の調整 日米両政府は、運用面の調整機能の併置の重要性を認識する。自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施する。</p> <p>C 共同計画の策定 日米両政府は、平時において、共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定・更新を実施する。共同計画は、両政府双方の計画に適切に反映する。</p>															
<p>第Ⅳ章 日本の平和及び安全の切れ目のない確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、パートナーとのさらなる協力を推進する。 ● 日米両政府は、状況の評価、情報の共有、柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動のため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを活用する。また、適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。 <p>A 平時からの協力措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日米両政府は、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための広範な分野にわたる協力を推進する。 ・ 自衛隊及び米軍は、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、①情報収集、警戒監視及び偵察、②防空及びミサイル防衛、③海洋安全保障、④アセット（装備品等）の防護、⑤訓練・演習、⑥後方支援、⑦施設の使用を含むが、これに限られない措置をとる。 <p>B 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態は、地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にまだ至っていない状況において、各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。 ・ 日米両政府は、平時からの協力的措置を継続することに加え、あらゆる手段を追求する。同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、①非戦闘員を退避させるための活動、②海洋安全保障、③避難民への対応のための措置、④捜索・救難、⑤施設・区域の警護、⑥後方支援及び⑦施設の使用を含むが、これらに限らない追加的措置をとる。 <p>C 日本に対する武力攻撃への対処行動 共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素</p> <p>1 日本に対する武力攻撃が予測される場合 日米両政府は、必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し、事態を緩和するための措置をとる。</p> <p>2 日本に対する武力攻撃が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整合のとれた対処行動のための基本的な考え方 日米両政府は、極力早期にこれを排除し、さらなる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。自衛隊は防衛作戦を主体的に実施し、米軍は自衛隊を支援・補完する。 ・ 作戦構想 <table border="1" data-bbox="375 1384 1441 1910"> <thead> <tr> <th></th> <th>自衛隊</th> <th>米軍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空域を防衛するための作戦</td> <td>日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> <tr> <td>弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦</td> <td>日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> <tr> <td>海域を防衛するための作戦</td> <td>日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> <tr> <td>陸上攻撃に対処するための作戦</td> <td>日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> </tbody> </table>		自衛隊	米軍	空域を防衛するための作戦	日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	海域を防衛するための作戦	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	陸上攻撃に対処するための作戦	日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施
	自衛隊	米軍														
空域を防衛するための作戦	日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施														
弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施														
海域を防衛するための作戦	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施														
陸上攻撃に対処するための作戦	日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施														

項目	概要	
	自衛隊	米軍
第IV章 日本への平和及び安全の切れ目のない確保	領域横断的な作戦	日本に対する武力攻撃を排除し及びさらなる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施
		ISR 関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護
		宇宙・サイバー 宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力
		特殊作戦 特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力
	打撃作戦 米軍の打撃作戦に関して、必要に応じ、支援を行うことができる。 自衛隊を支援し補完するため、打撃力の使用を伴う。	
	・ 作戦支援活動 作戦支援活動として、①通信電子活動、②捜索・救難、③後方支援、④施設の使用、⑤CBRN（化学・生物・放射線・核）防護を明記 D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 ・ 日米両国が、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及びさらなる攻撃の抑止において緊密に協力する。 ・ 自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。 ・ 協力して行う作戦の例は、①アセットの防護、②捜索・救難、③海上作戦、④弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦、⑤後方支援である。 E 日本における大規模災害への対処における協力 ・ 日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対し適切な支援を行う。両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。 ・ 両政府は、情報共有を含め緊密に協力する。米軍が災害関連訓練に参加することにより相互理解が深まる。	
第V章 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力	● 相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的な役割を果たす。 ● 両政府の各々が国際的な活動に参加することを決定する場合であって、適切なきは、次に示す活動において、相互にパートナーと緊密に協力する。 A 国際的な活動における協力 ・ 両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。ともに活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。 ・ 一般的な協力分野は、①平和維持活動、②国際的な人道支援・災害救援、③海洋安全保障、④パートナーの能力構築支援、⑤非戦闘員を退避させるための活動、⑥情報収集、警戒監視及び偵察、⑦訓練・演習、⑧後方支援を含む。 B 三か国及び多国間協力 両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進及び強化する。また、国際法及び国際的基準に基づく協力を推進すべく、地域機関及び国際機関を強化するために協力する。	
第VI章 宇宙及びサイバー空間に関する協力	A 宇宙に関する協力 ・ 日米両政府は、宇宙空間の責任ある、平和かつ安全な利用のため、両政府の連携を維持・強化する。 ・ 日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性の確保、宇宙状況監視にかかる協力を強化する。 ・ 自衛隊及び米軍は、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信などにおいて引き続き協力する。 B サイバー空間に関する協力 ・ 日米両政府は、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切に共有する。自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。 ・ 自衛隊及び米軍は、ネットワーク及びシステムの監視態勢を維持し、教育交流を行い、ネットワーク及びシステムの抗たん性を確保し、日米両政府一体となった取組に寄与し、共同演習を実施する。 ・ 日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、米国は適切な支援を行う。日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、両政府は、緊密に協議し、適切な協力的行動をとり対処する。	
第VII章 日米共同の取組	両政府は、二国間協力の実効性をさらに向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。 A 防衛装備・技術協力 B 情報協力・情報保全 C 教育・研究交流	
第VIII章 見直しの手順	ガイドラインが変化する状況に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価し、必要と認める場合には、両政府は、適時かつ適切な形でこのガイドラインを更新する。	

3 同盟強化の主な取組

ガイドラインでは、「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」のため、情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動、防空及びミサイル防衛、海洋安全保障、共同訓練・演習などの措置をとることや、日本における大規模災害への対処において協力することなどが明示されている。また、「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」として、国際的な活動において協力することや3か国及び多国間協力を推進・強化すること、新たな戦略的領域である宇宙及びサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力などの「日米共同の取組」を発展・強化することなどが明示されている。その項目の多くは、防衛大綱においても「日米同盟の抑止力及び対処力の強化」と「幅広い分野における協力の強化・拡大」として盛り込まれている。



日米共同訓練を行う米空母「カール・ヴィンソン」などの米海軍艦艇と戦闘機、海自護衛艦及び空自戦闘機 (17 (平成29)年4月)

関連した政策面及び運用面の調整を行い、適時の情報共有や共通の情勢認識の構築・維持を行う。

その特徴は、①平時から利用可能であること、②日本国内における大規模災害やアジア太平洋地域及びグローバルな協力でも活用が可能であること、③日米の関係機関の関与を確保した政府全体にわたる調整が可能であることであり、これらにより、日米両政府は、調整の必要が生じた場合に適切に即応できるようになった。例えば、国内で大規模災害が発生した場合においても、自衛隊及び米軍の活動にかかる政策面・運用面の様々な調整が必要になるが、本メカニズムを活用することにより、様々なレベルでの日米の関係機関の関与を得た調整を緊密かつ適切に実施することが可能になった。

同盟調整メカニズムの設置以降、例えば平成28年熊本地震、北朝鮮の弾道ミサイル発射や尖閣諸島周辺海空域における中国の活動などについて、日米間では、本メカニズムも活用しながら、

① 同盟内の調整の強化

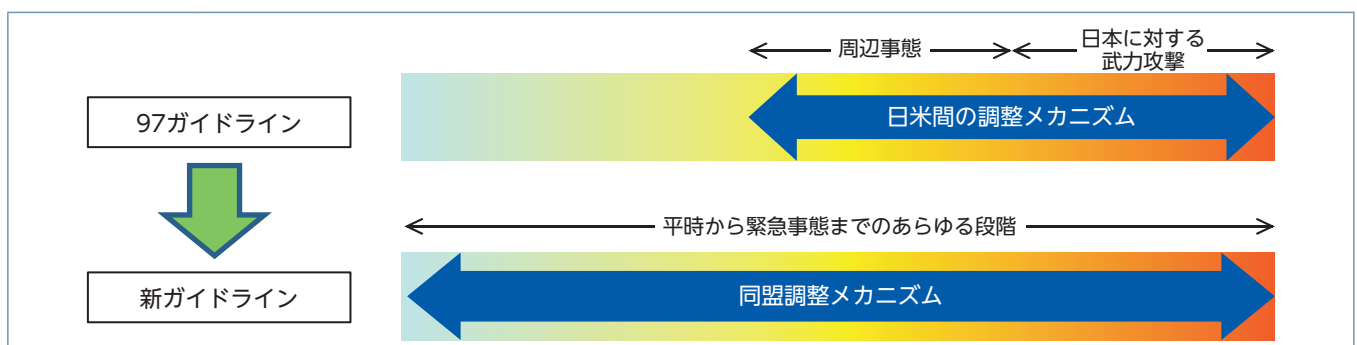
(1) 同盟調整メカニズムの設置

15 (平成27)年11月、日米両政府は、ガイドラインに基づき、日本の平和と安全に影響を与える状況や、その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に、切れ目のない形で実効的に対処することを目的として、同盟調整メカニズム (ACM) を設置した。

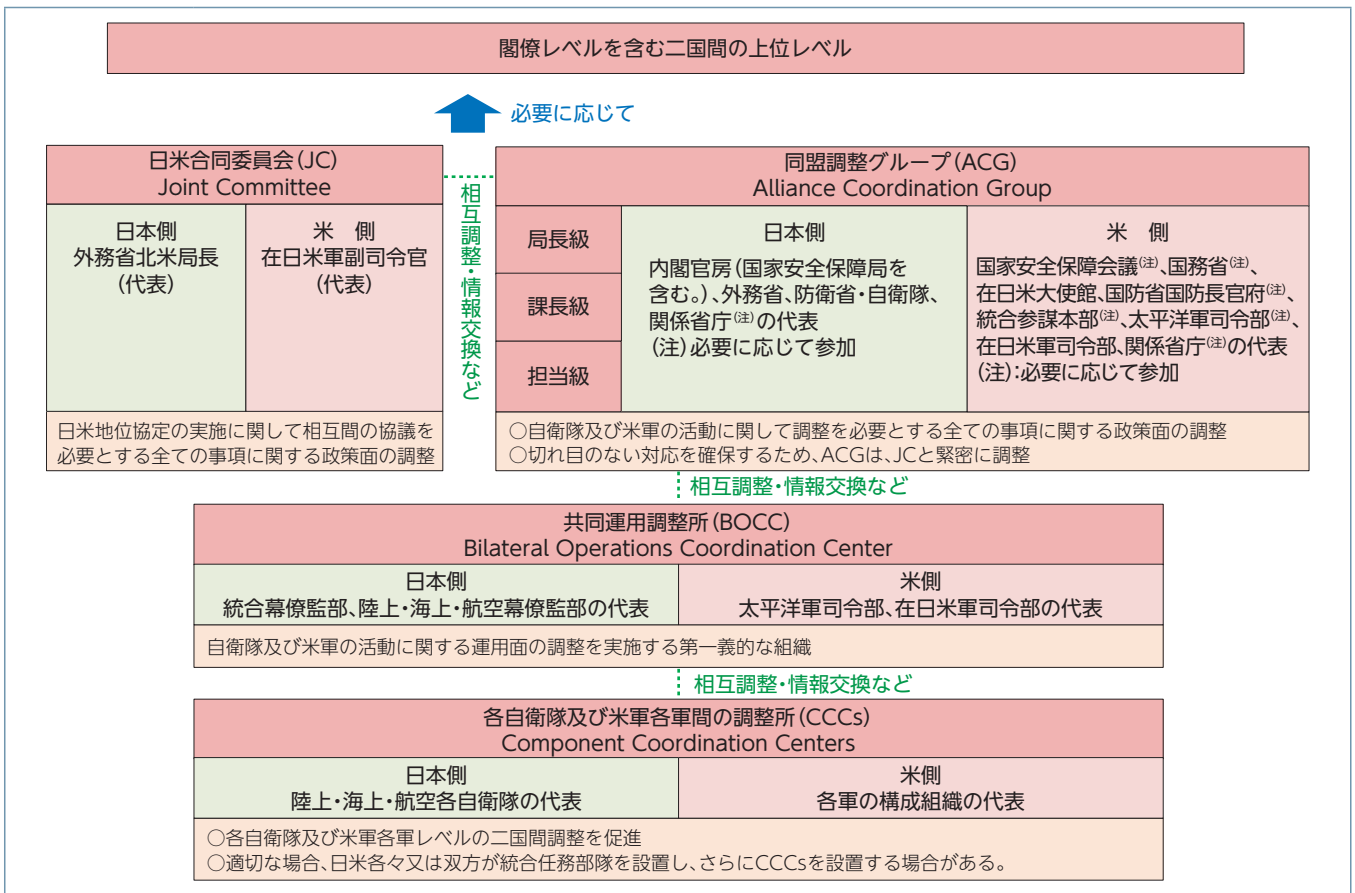
Alliance Coordination Mechanism

本メカニズムでは、図表Ⅱ-4-2-4に示す構成に基づき、平時から緊急事態までのあらゆる段階における、自衛隊及び米軍により実施される活動に

図表Ⅱ-4-2-3 同盟調整メカニズム (ACM) が活用される状況 (イメージ)



図表II-4-2-4 同盟調整メカニズム (ACM) の構成



緊密に連携している。

Q参照 図表II-4-2-3 (同盟調整メカニズムが活用される状況 (イメージ))
 図表II-4-2-4 (同盟調整メカニズム (ACM) の構成)

(2) 運用面の調整の強化

日米両政府は、ガイドラインに基づき、運用面の調整機能の併置の重要性を認識し、自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施することとしている。

(3) 共同計画策定メカニズムの設置

15 (同27) 年11月、日米両政府は、ガイドラインに基づき、日本の平和及び安全に関連する緊急事態に際して効果的な日米共同対処を可能とするため、平時において共同計画の策定をガイドラインにしたがって実施することを目的とし、共同計画策定メカニズム (BPM) を設置した。

Bilateral Planning Mechanism

本メカニズムは、共同計画の策定に際し、閣僚レベルからの指示・監督及び関係省庁の関与を確

保するとともに、共同計画の策定に資する日米間の各種協力についての調整を実施する役割を果たすものであり、両政府は、本メカニズムを通じ、共同計画を策定していくこととしている。

Q参照 図表II-4-2-5 (共同計画策定メカニズム (BPM) の構成)

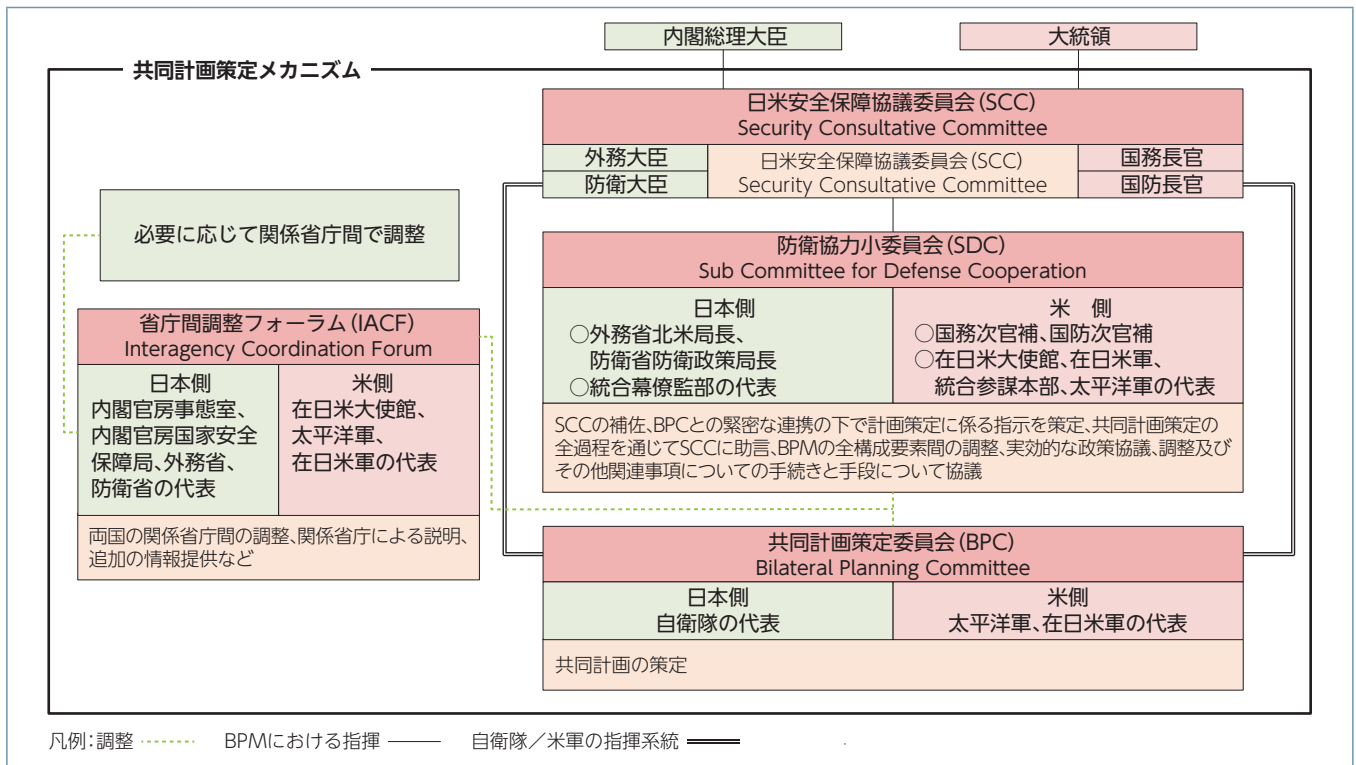
2 日本の平和及び安全の切れ目のない確保のための措置

(1) 情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動

共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動 Intelligence, Surveillance and Reconnaissance について、日米両国の活動の効率及び効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要であるとの観点から、日米の防衛当局間の課長級を代表者とするISR作業部会を13 (同25) 年2月に設立し、日米間での協力をさらに深めている。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすことになるとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。

図表Ⅱ-4-2-5 共同計画策定メカニズムの構成



飛行する米空軍のグローバル・ホーク

(2) ミサイル防衛

弾道ミサイルへの対応については、運用情報の共有や対処要領の整備などにより日米共同対処能力を向上させてきており、累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカ

ニズムも活用し、連携して対処している。なお、装備面でも弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3ブロック II A) の日米共同開発を進めている。

参照 Ⅲ部1章2節3項 (弾道ミサイル攻撃などへの対応)

(3) 海洋安全保障

ガイドラインにおいて、日米両政府は、平時から海洋監視情報の共有をさらに構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化を行うなど、海洋安全保障について協力することとされている。海自と米海軍は、各種共同訓練・演習などを通じ、西太平洋における日米のプレゼンスの維持・向上に適切に協力するなどしている。



日米共同統合演習（キーンソード17）に参加して

陸自相浦駐屯地（長崎県佐世保市）

西部方面普通科連隊 第3科運用訓練幹部 1等陸尉 寺崎 大河

私は、西部方面普通科連隊で作戦の立案を担う部署で幕僚として勤務しています。この連隊は、「島嶼部の防衛」という独特の任務を有する部隊であり、平成29年度末に新編される水陸機動団（仮称）の中核となる水陸機動連隊（仮称）として新たに生まれ変わる予定です。

今回、キーンソード17で実施された水陸両用作戦とは、島嶼への侵攻があった場合に、上陸・奪回・確保する作戦のことです。この訓練において、わが部隊は、長崎県佐世保港で海自の輸送艦に乗艦、約1週間の艦艇での移動を経て、グアム・テニアン島へ到達し、約5日間にわたり訓練を行いました。

亜熱帯のジャングルで全身から汗が吹き出るような環境のなか、重い荷物を背負い、休む間もなく黙々と任務に臨む隊員の姿からは、任務遂行への強い意志と将来への挑戦の志を感じることができ、胸が熱くなったのを鮮明に覚えています。また、長期にわたり海自・空自及び米海兵隊と連携することにより、相互の文化・考え方を理解し、共に厳しい訓練に臨むことでより一層の絆の構築ができたと感じています。

最後に、テニアン島での過酷な環境における厳しい訓練は、改めて私たちに自衛隊の使命を自覚させ、なお一層、任務に全身全霊で臨むことを決意する良い機会となりました。



ヘリによるテニアン島への上陸



艦艇による移動時に、作戦準備を行う上陸部隊

（4）共同訓練・演習

平素から共同訓練を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を深め、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めているところである。

共同訓練・演習については、国内のみならず、

米国への部隊派遣などにより拡大してきているとともに、日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練など軍種・部隊レベルにおいても、相互運用性及び日米の共同対処能力の向上の努力を続けている。

昭和60（1985）年度以降、日米共同統合演習として、概ね毎年指揮所演習又は実動演習を行っており、最近では、16（平成28）年10月から11月にかけて実動演習（キーンソード17）を、わが国周辺海空域、自衛隊基地及び在日米軍基地並びにグアム及び北マリアナ諸島連邦において実施した。

17（同29）年3月に、海自は、米海軍の空母カール・ヴィンソンなどと東シナ海周辺海域において日米共同巡航訓練を実施した。また、同年4



日米共同統合演習で行われた日米共同の作戦会議に参加する河野統幕長
(前列右から2人目) (16 (平成28) 年11月)



米国における米海兵隊との実動訓練 (リムパック) で、
上陸後の米海兵隊員と陸自隊員

月に、同空母などの航行に合わせて、海自が西太平洋において日米共同巡航訓練を実施するとともに、空自が沖縄東方空域において同空母の艦載機であるF/A-18戦闘機と各種戦術訓練を実施し、海・空自が同時に米空母と訓練することで、更なる自衛隊の戦術技量の向上及び米海軍との連携強化を図った。

さらに、同年6月にも、海自が日本海において米海軍の空母カール・ヴィンソン、ロナルド・レーガンほか数隻と各種戦術訓練を、空自が日本海側空域において米空母カール・ヴィンソンの艦載機F/A-18戦闘機などと各種戦術訓練を、それぞれ実施した。

また、米空軍との間においても、16 (同28) 年9月、17 (同29) 年3月及び5月に、空自が九州周辺空域において米空軍B-1B爆撃機と各種戦術訓練を実施した。

これらの日米共同訓練は、いずれも自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化を図ることを目的として実施したものであるが、これらの日米共同訓練を実施した結果として、日米の連携強化が図られ、その絆を示すことは、わが国の安全保障環境が厳しさを増している中で、日米同盟全体の抑止力・対処力を一層強化し、地域の安定化に向けたわが国の意思と高い能力を示す効果があるものと考えている。

近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在日米軍も参加し、関係機関や自治体との連携を深

めている。

Q参照 資料24 (主な日米共同訓練の実績 (平成28年度))

(5) 後方支援

日米が協力する機会の増加に伴い、1996 (同8) 年に締結 (1999 (同11) 年及び04 (同16) 年に改正) した日米物品役務相互提供協定² (ACSA) Acquisition and Cross-Servicing Agreement による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、周辺事態、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は提供ができることを基本原則としている³。

また、15 (同27) 年4月の「2+2」会合においては、ガイドラインが展望する後方支援にかかる相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉することが確認された。その後、15 (同27) 年9月の平和安全法制の成立を受け、16 (同28) 年9月、新たな日米ACSAへの署名が行われ、17 (同29) 年4月14日に国会で承認され、同月25日に発効した。これにより、平和安全法制により実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの日米ACSAのもとでの決済手続きなどと同様の枠組みを適用することが可能と

² 正式名称：日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

³ 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送 (空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成部品、修理・整備及び空港・港湾業務並びに弾薬 (武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態の場合のみ) である (武器の提供は含まれない)。

なった。

- Q 参照 3章2節1項(3)(米軍に対する物品役務の提供の拡大に関する規定の整備(同第100条の6))
- 3章3節4項(新たな日米物品役務相互提供協定(ACSA)などの締結)
- 図表II-4-2-6(日米物品役務相互提供協定(ACSA))

(6) 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加を意味し、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高め、ISR活動の範囲や活動量を増やすこととなる。特に沖縄における自衛隊施設は、那覇基地などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

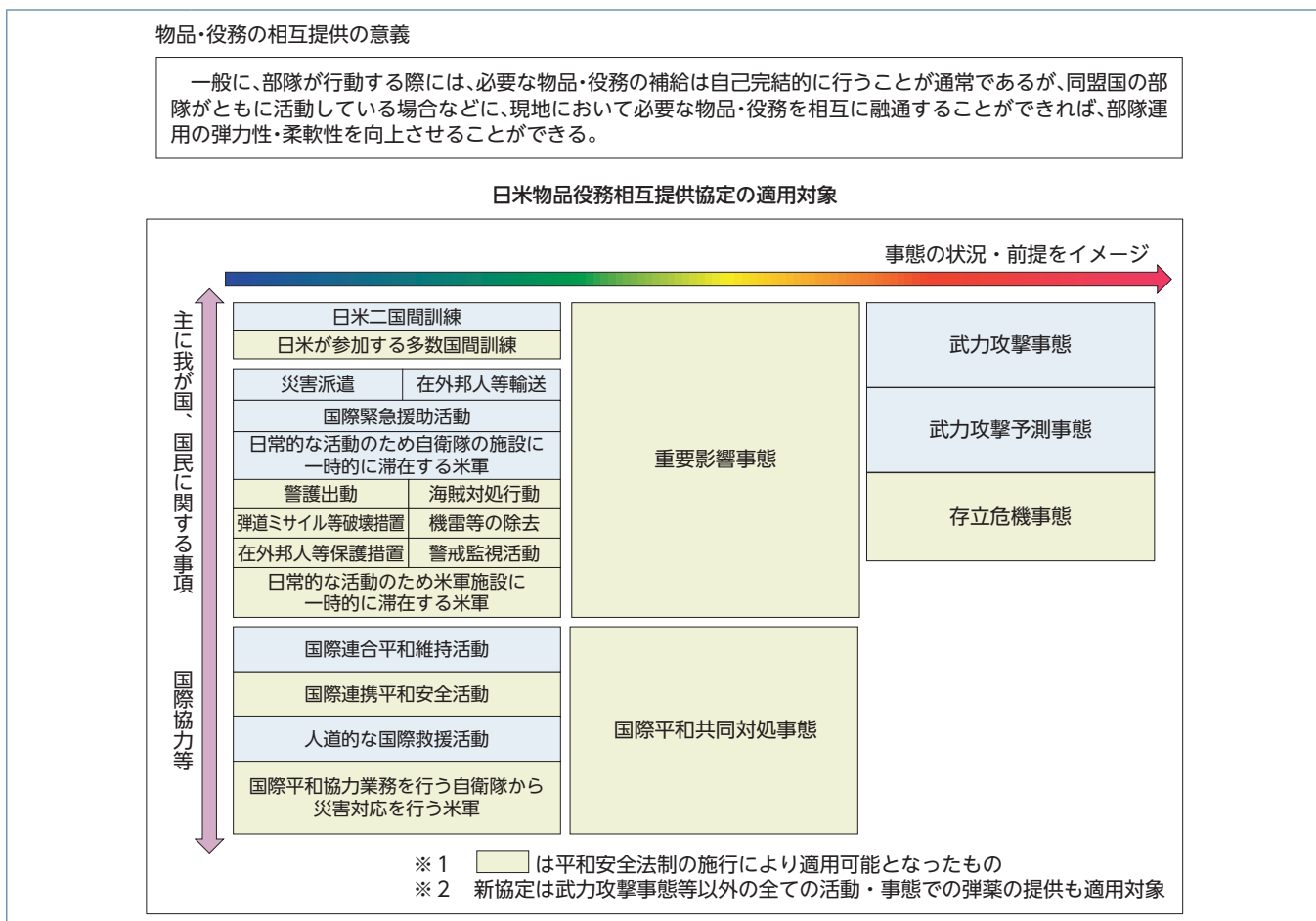
このため、南西諸島を含め、地域における自衛

隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。例えば、08(同20)年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、12(同24)年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や13(同25)年3月の陸自中央即応集団司令部の座間移転なども行った。さらに、13(同25)年12月及び14(同26)年6月から7月には、海自が米海軍の協力を得てグアム方面において洋上訓練及び施設利用訓練を実施したほか、グアム及び北マリアナ諸島連邦(テナアン島、パガン島)に、自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

3 日本における大規模災害への対処における協力

東日本大震災においては、自衛隊と米軍との間で培われた強い絆に基づく、高い共同対処能力が発揮された。米軍の「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成功は、長年にわたる日米共同

図表II-4-2-6 日米物品役務相互提供協定(ACSA)



訓練などの成果であり、今後のさらなる同盟の深化につながるものとなった。米軍は、最大時で人員約1万6,000人、艦船約15隻、航空機約140機を投入するなど、その支援活動はかつてない規模で行われ、わが国の復旧・復興に大きく貢献するとともに、被災者をはじめ多くの国民が在日米軍への信頼と感謝の念を深めた。

一方で、国内災害における日米の役割・任務・能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調整のためのメカニズムのあり方などの課題も明らかとなった。

これらの課題を踏まえ、13(同25)年12月に策定した南海トラフ巨大地震の対処計画などに日米共同対処要領が記載されるとともに、14(同26)年2月には高知県において、南海トラフ地震を想定した日米共同統合防災訓練を実施した。また、同年10月の和歌山県主催の津波災害対応実践訓練や同年11月の東北方面隊主催の震災対処訓練「みちのくALERT2014」にも在日米軍が訓練に参加するなど、災害対応における自衛隊と米軍との連携の一層の強化に努めている。

また、平成28年熊本地震においては、米海兵隊オスプレイ(MV-22)による生活物資の輸送やC-130輸送機による自衛隊員の輸送などの協力が行われ、その際、地震対応のために組織された統合任務部隊が現地に開設した日米共同調整所を含め同盟調整メカニズムが活用された。

④ 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

(1) 国際的な活動における協力

自衛隊は、旧テロ対策特措法に基づく活動、フィリピンやハイチにおける国際緊急援助活動及び国際平和協力活動、並びにソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動において、米国をはじめとする参加各国と緊密に協力して活動を行ってきた。また、13(同25)年11月に生じたフィリピンにおける台風被害に際しては、現地の多国間調整所において日米両国が連携して調整にあたるなど、緊密に連携して対処した。さらに、エボラ出血熱への対応に際しては、14(同26)年10月



日米豪共同訓練(コプノースグラム)における集合写真

から米アフリカ軍司令部に連絡官を派遣し、米国をはじめとする関係国との調整・情報収集にあたらせるなど、緊密な連携に努めた。

海洋安全保障に関しては、日米両国は、ともに海洋国家として、航行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく「開かれ安定した海洋」の維持・発展に努めており、13(同25)年12月以降の海賊対処における第151連合任務部隊(CTF151)への参加、16(同28)年4月にペルシャ湾で実施した米国主催国際掃海訓練、同年同月のインドネシア海軍主催多国間共同訓練(コモド16)、同年5月及び11月のADMMプラス海洋安全保障実動訓練、同年9月のシンガポール主催PSI阻止訓練、17(同29)年5月の米国主催国際海上訓練など、シーレーン沿岸国をはじめとした多国間の様々な海洋安全保障協力においても密接に連携して取組んでいる。

Q 参照 Ⅲ部2章2節(海洋安全保障の確保)
Ⅲ部2章4節2項(大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組)

(2) 3か国及び多国間での訓練・演習

ガイドラインでは、日米両国は、3か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化することとされており、自衛隊は、日米二国間による訓練・演習にとどまらず、日米豪、日米印や日米韓などの3か国間訓練や多国間訓練にも参加している。

⑤ 宇宙及びサイバー空間に関する協力

(1) 宇宙に関する協力

宇宙分野における協力としては、09（同21）年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化の一環として、宇宙における安全保障協力の推進に一致したことを受け、10（同22）年9月に関係府省が参加して安全保障分野における第1回日米宇宙協議を実施するなど、今後の日米協力のあり方についての協議を定期的に行っている。

さらに、12（同24）年4月の日米首脳会談において、民生及び安全保障上の宇宙に関するパートナーシップの深化並びに宇宙に関する包括的対話の立ち上げに一致したことを受け、13（同25）年3月に関係府省が参加して第1回包括的日米対話を実施するなど、両国の宇宙政策に関する情報交換や今後の協力に関する議論を定期的に行っている。

また、15（同27）年4月の日米防衛相会談における指示に基づき、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、「宇宙協力ワーキンググループ（SCWG）」Space Cooperation Working Groupを設置し、同年10月に第1回、16（同28）年2月に第2回、17（同29）年2月に第3回会合を開催した。引き続き、本ワーキンググループを活用して、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を一層推進していく。

(2) サイバー空間に関する協力

サイバー分野における協力としては、13（同25）年10月、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（CDPWG）」Cyber Defense Policy Working Groupを設置し、政策レベルを含む情報共有のあり方や人材育成、技術面における協力など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行っている。

15（同27）年4月にはガイドラインが、同年5月にはCDPWG共同声明が発表され、日米政府

の協力として、迅速かつ適切な情報共有体制の構築や、自衛隊及び米軍が任務遂行上依拠する重要インフラの防衛などが挙げられるとともに、自衛隊及び米軍の協力として、各々のネットワーク及びシステムの抗たん性の確保や教育交流、共同演習の実施などが挙げられた。今後、ガイドラインやCDPWGの共同声明において示された方向性に基づき、日米サイバー防衛協力をより一層加速していく。

⑥ 協力の実効性をさらに向上させるための取組

(1) 防衛装備・技術協力

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

また、わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、1983（昭和58）年、「対米武器技術供与取極」⁴とりきめを締結、06（平成18）年には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極」⁵を締結した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。さらに、日米両国は、日米装備・技術定期協議（S&TF）Systems and Technology Forumなどで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行っている。

また、16（同28）年6月の日米防衛相会談において、両閣僚の間で、「相互の防衛調達に関する覚書（RDP MOU）」⁶Reciprocal Defense Procurement Memorandum of Understandingが署名された。これは、日米の防衛当局による装備品の調達に関して、相互主義に基づく措置（相手国企業への応札に必要な情報の提供、提出した企業情報の保全、相手国企業に対する参入規制の免除など）を促進するものである。

4 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文

5 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文

6 正式名称：相互の防衛調達に関するアメリカ合衆国防省と日本国防衛省との間の覚書（Memorandum of Understanding between the Department of Defense of the United States of America and the Ministry of Defense of Japan concerning Reciprocal Defense Procurement）

普天間飛行場に配備されているMV-22 (24機) と陸自に導入予定のオスプレイ⁷との共通整備基盤やアジア太平洋地域におけるF-35戦闘機の整備拠点(リージョナル・デポ)に関する取組については、Ⅲ部4章4節2項(米国との防衛装備・

技術協力関係の深化)のとおりである。

Q参照 資料25(日米共同研究・開発プロジェクト)

(2) 教育・研究交流

ガイドラインでは、安全保障及び防衛に関する



強固な日米同盟を支える絆 ～日米若手士官交流事業～

日米若手士官交流事業は、在日米海軍若手士官と海自若手士官による友好的な人間関係を築く活動や個人の繋がりを育む活動を通じ、海自と米海軍との関係をさらに発展させる人的基盤の強化を図ることを目的として、平成28(2016)年度から取り組んでいる事業です。定期的な懇親会、史跡研修などを計画し、お互いを理解し合うとともに、それぞれの若手士官が別の配置となっても交流が継続するように、フェイスブックやSNSなどのツールを活用しています。

今回2名の米海軍若手士官からコメントをもらいましたので紹介します。

海自は、日米同盟の強化・発展の下支えとなる人的基盤確立のため、今後も積極的にこの事業に取り組んでいきたいと考えます。



米海軍駆逐艦ドナルド・クック

(前配置：米海軍駆逐艦マスティン(横須賀基地所属))

米海軍中尉 マイケル・マドリッド (Michael Madrid)

米海軍強襲揚陸艦ボノム・リチャール(佐世保基地所属)

米海軍少尉 ヘンリー・ルー (Henry Lu)

「日米間の交流、共通の経験から生まれる絆や相互理解は、米海軍と海自の相互運用性の向上に役立ちます。この取組を通じて、日米の絆や相互理解を深めていきたいです。」(マイケル中尉)

「今まで同じ士官クラスの日本人と会う機会が少なかったため、この事業は大変良い機会となりました。SNSを通じて日本人と会話することによって彼らへの理解を一層深めることができました。この事業で構築された関係は今後も継続させていきたいです。」(ヘンリー少尉)



横須賀における若手士官交流会の様子
筆者(中央：マイケル中尉)



佐世保における若手士官交流会の様子
筆者(前列右から4人目：ヘンリー少尉)

⁷ 陸自では、島嶼部に対する攻撃への対応を念頭に、輸送ヘリコプター(CH-47JA)の能力を補完・強化し得るティルト・ローター機(オスプレイ(V-22))を、現在の中期防の期間中(平成26(2014)年度から平成30(2018)年度の5年間に、17機導入することとしている。

知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化することとされており、防衛省・自衛隊は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するため、留学生の受入や、日米二国間又は米国

を含む多国間の各種セミナーを実施するなど、教育・研究交流を行っている。

【参照】 資料47 (留学生受入実績 (平成28年度の新規受入人数))

資料48 (防衛省主催による多国間安全保障対話)

資料49 (その他の国家間安全保障対話など)

4 日米間の政策協議

1 各種の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、アジア太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、通常的外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会 (「2+2」会合)、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議の枠組みである日米安全保障協議委員会 (「2+2」会合) は、政策協議の代表的なものであり、安全保障分野における日米協力にかかわる問題を検討するための重要な協議機関として機能している。

また、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議している。また、防衛副大臣と米国防副長官との間や、事務次官、統幕長、防衛審議官、陸・海・空幕長をはじめとする実務レベルにおいても、米国防省などとの間で随時協議や必要な情報の交換などを行っている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ情報や認識を日米間で共有することは、日米間の連携をより強化・緊密化するものであり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものである。このため、防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

【参照】 資料26 (日米協議 (閣僚級) の実績 (14 (平成26) 年以降))

図表Ⅱ-4-2-7 (日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議)

2 最近行われた主な政策協議など

(1) 日米防衛相会談 (16 (平成28) 年9月16日 (米国防省) 及び同年12月7日 (防衛省))

稲田防衛大臣とカーター米国防長官 (当時) は、日米防衛相会談を実施した。

ア 総論、地域情勢

両閣僚は、地域情勢への認識を共有し、尖閣諸島が日本の施政の下にある領域であり、日米安保条約第5条の適用範囲に含まれること及び同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な動きに反対することを改めて確認した。南シナ海における拠点構築やその軍事目的利用は、地域の緊張を高める一方的な行動として国際社会の懸念事項であるとの認識を共有した。16 (同28) 年9月の会談においては、16 (同28) 年7月の比中仲裁判断⁸が最終的かつ紛争当事国を法的に拘束するものであること、国際法に則って海洋における活動を行うことの重要性を再確認した。また、両閣僚は、北朝鮮による核・ミサイル開発が日米両国に対する安全保障上の重大な脅威であるとの認識で一致した。

さらに、両閣僚は、日本に対する米国の拡大抑止の揺るぎないコミットメントを改めて確認したほか、日米韓を始めとする3か国間の防衛協力や、多国間の枠組みによる協力を強化していくことを

8 I部2章6節4項脚注44参照

図表Ⅱ-4-2-7 日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」会合)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、1960(昭和35)年1月19日付内閣総理大臣と米国防務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 及び統合幕僚監部の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統合参謀本部 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	1976(昭和51)年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、1996(平成8)年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会 (JC) Joint Committee	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注1) 1990(平成2)年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官
(注2) 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
(注3) 1996(同8)年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

確認した。

イ 日米同盟の抑止力・対処力の強化

両閣僚は、日米ACSAへの署名など新ガイドライン及び平和安全法制の下で進められている取組を歓迎するとともに、北朝鮮による一連の挑発行為への対応などで効果的に機能している同盟調整メカニズム(ACM)を一層活用していくことを確認した。

また、両閣僚は、日本の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上などの取組が、アジア太平洋地域における同盟の抑止力・対処力の一層の強化に資することを確認し、協力を加速化させることで一致した。

ウ 米軍再編など

両閣僚は、16(同28)年7月の軍属等の日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表に基づき、引き続き事務レベルの協議を行っていくことを確認した。また、両閣僚は、普天間飛行場代替施設に関し、辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、沖縄の負担軽減について引き続き協力していくことで一致した。

16(同28)年12月の会談においては、北部訓

練場の過半について、同年12月22日の返還を実現するため、日米が協力することを確認した。

(2) 日米首脳会談(16(平成28)年12月27日)(安全保障部分)

安倍内閣総理大臣は、慰霊のために米国ハワイ州オアフ島にある真珠湾を訪問し、オバマ米大統領(当時)との間で最後の日米首脳会談を実施し、これまでの4年間の協力を振り返りながら、「希望の同盟」の価値及び意義は今後も変わらないことを確認するとともに、日米同盟を未来に向けて更に強化していくことが重要であるとの認識で一致した。

会談では北朝鮮や東アジア情勢などのアジア太平洋地域情勢について意見交換を行い、認識を共有した。また、沖縄に関して、両首脳は、沖縄の本土復帰後最大規模となる北部訓練場の過半返還が実現したこと、軍属に関する補足協定が実質合意に至ったことを歓迎するとともに、沖縄の負担軽減に協力していくことで一致した。



パールハーバーのアリゾナ記念館で献花を行う安倍内閣総理大臣とオバマ米大統領（当時）（16（平成28）年12月）【内閣広報室提供】



日米防衛相共同記者会見を行うマティス米国防長官（写真左）と稻田防衛大臣（写真右）

(3) 日米防衛相会談（17（平成29）年2月4日）

稻田防衛大臣とマティス米国防長官は、防衛省において日米防衛相会談を実施した⁹。

ア 地域情勢

両閣僚は、東シナ海・南シナ海における中国の活動は、アジア太平洋地域における安全保障上の懸念であること、また、北朝鮮による核・ミサイル開発の発展は、日米両国と地域の安定に対する安全保障上の脅威であるとの認識を共有した。

マティス米国防長官から、尖閣諸島は日本の施政下にある領域であり、日米安全保障条約第5条の適用範囲であること、米国は尖閣諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する旨を表明した。稻田防衛大臣から、南シナ海における米軍による取組は、法に基づく海洋秩序の維持に資するものであり、支持する旨述べ、両閣僚は、能力構築支援などを通して、南シナ海への関与を強化していくことで一致した。また、日米韓を始めとする3か国間の防衛協力や、多国間の枠組みによる協力を強化していくことで一致した。

イ 日米同盟の抑止力・対処力の強化

稻田防衛大臣から、地域の平和と安定のため、わが国として積極的に役割を果たしていくこと、

そのために防衛力を強化し、同盟におけるわが国の役割を拡大していく旨述べた。マティス米国防長官から、米国は日本の防衛に引き続きコミットしていること、アジア太平洋地域は米国の優先地域であり、同地域へのコミットメントを強化していく旨強調した。両閣僚は、米国の拡大抑止の揺るぎないコミットメントを含む日米同盟の重要性を確認し、ガイドラインを踏まえつつ日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する必要があるとの認識で一致した。

ウ 沖縄・米軍再編

両閣僚は、在日米軍再編の着実な進展に向け、日米で連携していくことで一致した。普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致した。また、稻田防衛大臣から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、両閣僚は、在日米軍の安定的な駐留を確保するため、協力することで一致した。

(4) 日米首脳会談（17（平成29）年2月10日） （安全保障部分）

安倍内閣総理大臣は、ワシントンDCにおいて、トランプ米大統領との間で日米首脳会談を実施した。

⁹ 会談後の日米防衛相共同記者会見では、在日米軍駐留経費負担に関し、マティス米国防長官から、日本は、コストシェアリングについて、模範であり続けてきており、日米のコストシェアリングに関するアプローチは、他の国々がしたがうべき見本であると言える旨、発言があった。

両首脳は、日米同盟の絆を一層強固にするとともに、アジア太平洋地域と世界の平和と繁栄のために、日米両国で主導的役割を果たしていくことを確認した。

両首脳は、北朝鮮の核・ミサイル開発や東シナ海・南シナ海における一方的な現状変更の試みを含め、一層厳しさを増すアジア太平洋地域の安全保障環境について議論し、懸念を共有するとともに、こうした状況において、在日米軍の存在が重要であり、日米同盟を不断に強化していく必要があること、さらに、日米同盟を基軸として、同盟国・有志国との間で重層的な協力関係を強化し、同盟ネットワークを構築していくことが重要であるとの認識を共有した。

同日に発出した共同声明では、両首脳は、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増す中で、同地域における平和、繁栄及び自由の礎である日米同盟の取組を一層強化する強い決意を確認した。特に、①拡大抑止へのコミットメントへの具体的な言及や、②日米安全保障条約第5条の尖閣諸島への適用、③普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策であることを文書で確認した。

Q参照 資料27 (共同声明 (仮訳) (平成29年2月10日))

また、両首脳は、17 (同29) 年2月11日、北朝鮮による弾道ミサイル発射を受け、フロリダ州パームビーチにおいて日米共同記者発表を行った。その際、安倍内閣総理大臣は、「トランプ大統領との首脳会談において、米国は常に100%日本とともにあるということを明言された。そして、その意思を示すために、今、私の隣に立っておられる。私とトランプ大統領は日米同盟を更に緊密化し、強化していくことで完全に一致をした」旨述べ、トランプ米大統領は、「米国は、偉大なる同盟国である日本を100%支えるということを皆さんに理解し、十分に知ってもらいたい」旨述べた。

(5) ペンス米副大統領の安倍内閣総理大臣表敬 (17 (平成29) 年4月18日) (安全保障部分)

安倍内閣総理大臣は、ペンス米副大統領による表敬を受けた。

安倍内閣総理大臣とペンス米副大統領は、挑発行動を続ける北朝鮮を中心とする地域の諸課題について意見交換を行い、地域の平和と安定に向けて、日米双方が安全保障及び経済について緊密に連携し、日米同盟を強化することが不可欠であるとの認識を共有した。

北朝鮮をめぐる問題について、両者は、北朝鮮が新たな段階の脅威となっているとの認識を共有し、北朝鮮問題への対処に当たっては日米の緊密な連携が重要であること、中国の役割が重要であり、更に大きな役割を果たすよう働きかける必要があることで一致した。さらに、安倍内閣総理大臣から拉致問題は安倍政権の最重要課題である旨述べ、両者は、早期解決に向けて日米で引き続き連携していくことで一致した。

また、日米安保関係について、両者は、日米「2+2」の早期開催で一致するとともに、沖縄の負担軽減に共に取り組んでいくことで一致した。

(6) 日米首脳会談 (17 (平成29) 年5月26日) (安全保障部分)

安倍内閣総理大臣は、イタリアのタオルミーナにおいて、トランプ米大統領との間で日米首脳会談を実施した。

両首脳は、北朝鮮問題に関して、今は対話ではなく圧力をかけていくことが必要であり、中国の役割が重要であること、韓国を始めとする関係諸国と連携しつつ、更なる制裁や国連安保理での緊密な連携を通じて北朝鮮に対する圧力を強化するために協力することが重要であることを確認した。さらに両首脳は、北朝鮮の脅威を抑止するため、日米は防衛態勢と能力の向上を図るべく具体的行動をとることで一致¹⁰した。また、安倍内閣

¹⁰ [具体的行動]の一環となる取組としては、17 (平成29) 年6月に日本海などにおいて実施した海自・空自と米海軍との共同訓練 (本章2節3項2 (4) 参照) 及び同月より全国で実施している空自のPAC-3機動展開訓練 (Ⅲ部1章2節3項1 (2) 参照) がその一例として挙げられる。このうち、米海軍との共同訓練は、米軍からは、空母「カール・ヴィンソン」及び「ロナルド・レーガン」、F/A-18空母艦載機などが、自衛隊からは、海自護衛艦や空自F-15戦闘機などが参加した。この共同訓練を実施した結果として、日米の連携強化が図られ、その絆を示すことは、わが国の安全保障環境が厳しさを増している中で、日米同盟全体の抑止力・対処力を一層強化し、地域の安定化に向けたわが国の意思と高い能力を示す効果があり、「北朝鮮の脅威を抑止するため、日米は防衛態勢と能力の向上を図る」という趣旨に沿ったものである。

総理大臣からは、地域の安全保障の観点からは、この地域における米軍の強力なプレゼンスが重要であり、米側の協力を期待している旨述べた。

北朝鮮以外の地域情勢については、安倍内閣総理大臣から、米国の抑止力が東南アジアを含む地域安定の鍵である旨述べ、南シナ海に関し、米海軍のプレゼンスの向上を評価し、「航行の自由」作戦を強く支持する旨述べた。また、両首脳は、東シナ海における日米間の緊密な連携を改めて確認した。

(7) 日米防衛相会談 (17 (平成29) 年6月3日)

稲田防衛大臣とマティス米国防長官は、シャングリラ会合の機会に日米防衛相会談を実施した。

ア 地域情勢

両閣僚は、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射などは、日米両国と地域の平和と安定に対する明らかな挑発であり、断じて容認できないとの認識で一致した。稲田防衛大臣から、空母打撃群の派遣を含む米国による地域の平和及び安定への目に見えるコミットメントを高く評価するとともに、北朝鮮に対する圧力を強化していくことが重要である旨述べ、両閣僚は、日米に加え日米韓が緊密な連携を継続していくことが重要との認識で一致した。

両閣僚は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認し、東シナ海の平和と安定の確保や南シナ海への関与について、日米間の協力を深化させていくことを確認した。

イ 日米同盟の抑止力・対処力の強化

両閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する必要があるとの認識で一致し、また、日本海で実施されている自衛隊と空母打撃群との共同訓練をこれに資するものとして歓迎した。両閣僚は、日米安全保障協議委員会 (SCC) の早期開催に向け引き続き調整を進めることで一致した。



マイク・ペンス米副大統領 (写真左) の表敬を受け、同氏と握手する安倍内閣総理大臣 (写真右) (17 (平成29) 年4月) 【内閣広報室提供】

ウ 沖縄・米軍再編

両閣僚は、在日米軍再編計画を着実に進展させることで一致し、マティス米国防長官からは、引き続き、日米で緊密に協力していくことへのコミットメントが表明された。

普天間飛行場の一日も早い移設及び返還を実現するため、両閣僚は、辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致した。また、稲田防衛大臣から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、両閣僚は、在日米軍の安定的な駐留を確保するため協力することで一致した。

(8) 日米首脳電話会談 (17 (平成29) 年1月28日、同年3月7日、同年4月6日、同年4月24日)

安倍内閣総理大臣とトランプ米大統領は、北朝鮮問題などの重要案件に関し、対面での会談に加え、累次の機会に電話会談を実施している。北朝鮮問題に関し、トランプ米大統領から、全ての選択肢がテーブルの上にあること、米国は同盟国である日本を100%支える旨が伝えられたほか、両首脳は中国の役割が重要であることや、日米韓で緊密に連携していくことで一致するなど、電話会談を通じ、緊密に連携し意思疎通を図っている。